

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる災害等に対する手形交換に関する特別措置について

※2022年3月17日時点

(1) 特別措置を実施する手形交換所

都道府県	手形交換所	災害救助法が適用された地域	実施期間
宮城県	仙台手形交換所	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村	3月17日から当分の間
	石巻手形交換所	石巻市	
	古川手形交換所	大崎市	
	気仙沼手形交換所	気仙沼市	
	白石手形交換所	白石市	
	大河原手形交換所	柴田郡大河原町	
	船岡手形交換所	柴田郡柴田町	
	涌谷手形交換所	遠田郡涌谷町	
	女川手形交換所	牡鹿郡女川町	
	佐沼手形交換所	登米市	
	角田手形交換所	角田市	
	栗原手形交換所	栗原市	
加美手形交換所	加美郡加美町		
福島県	福島手形交換所	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小	3月16日から当分の間

都道府県	手形交換所	災害救助法が適用された地域	実施期間
		野町、双葉郡川内村	
	会津若松手形交換所	会津若松市、喜多方市、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町	
	いわき手形交換所	いわき市	
	原町手形交換所	南相馬市	
	相馬手形交換所	相馬市、相馬郡新地町	
	浪江手形交換所(休業中)	双葉郡双葉町、双葉郡浪江町	
	富岡手形交換所(休業中)	双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡大熊町	

(注1) 休業中の浪江手形交換所、富岡手形交換所の交換参加店舗は福島手形交換所に臨時参加中。

(2) 交換参加地域ではないが災害救助法が適用された地域(参考)

宮城県：東松島市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、加美郡色麻町、遠田郡美里町、本吉郡南三陸町

福島県：双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

以 上